

防犯灯設置等補助金の対象拡充

防犯灯のLED化も補助対象になりました

■問合せ 財政課 管財グループ ☎23-2113

地域の安全を守るためには、地域の皆さんと市の協働が不可欠です。

市では、各地域の自治会・町内会などが、犯罪の防止や通行の安全を目的に整備する防犯灯設置（交換含む）に要する費用の一部を補助していますが、街路灯や防犯灯のLED化も進んでいることから、既設蛍光灯型防犯灯からLED型防犯灯へ更新する場合も、補助対象として拡充することになりました。

LED化は、環境に優しく、電気代・修繕費用の低減も図られ、自治会・町内会などの管理もしやすくなります。この機会に防犯灯のLED化を検討してはいかがでしょうか。

補助対象

補助の対象となるのは、次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合です。

- (1) 防犯灯を新規に設置する場合
- (2) 既設の防犯灯を修理する場合（蛍光管の交換のみは補助対象外）
- (3) 既設の蛍光管型防犯灯をLED型防犯灯に更新する場合

補助金額

補助金額は、防犯灯の設置等に要する費用の2分の1です。

（ただし上限は、60,000円です）

申請方法

補助金の申請方法は、次の手順で行ってください。

1 見積書依頼

電気工事店など工事を行う業者に、防犯灯設置等工事費の見積書を作成してもらってください。
※工事はまだ行わないこと。

2 申請手続き

申請書に「見積書の写し」、「防犯灯設置場所の位置図」を添付し、市役所（財政課）に提出してください。
※申請書様式は、市のホームページからダウンロードいただくか、財政課窓口でお受け取りください。

3 交付決定

市で現地確認を行い、補助金交付決定通知書を郵送します。

4 工事着工

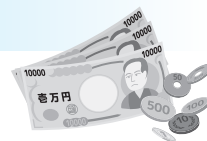
施工業者に連絡し、設置工事を行ってください。
※工事費支払いの際、領収書を発行してもらってください。

5 補助金請求の手続き

補助金請求書を記入のうえ領収書の写しを添付し、財政課に提出してください。
※請求書様式は、補助金交付決定通知書と併せて郵送します。

6 補助金の交付

市で現地確認を行い、補助金を交付します。



<注意事項>

防犯灯を新しく設置する場合、付近の防犯灯その他照明施設から直線で50m以上の間隔がないものは、補助の対象外となります。（判断できない場合には、財政課へ事前にご相談ください）